

令和 2 年度

佐土原地区乗合タクシー「あじさい号」
試行運行実施計画

■ 佐土原地区乗合タクシー運行協議会 ■

令和2年度 佐土原地区乗合タクシー「あじさい号」試行運行実施計画

1. 運行目的

近年の人口減少や少子高齢化の進行により、買物や通院等の日常に必要な交通手段として、路線バスやそれを補完する公共交通の重要性がより高まっている。

このような事から、佐土原町域において、既存の公共交通（鉄道や路線バス）への結節や地域内を運行する新たな交通手段の確保を目的とした佐土原地区乗合タクシー「あじさい号」（以下「あじさい号」という。）の試行運行を行なう。

2. 実施団体

「あじさい号」の運営は、地域内の各種団体で構成された 佐土原地区乗合タクシー運行協議会（以下「運行協議会」という。）が行い、運行をタクシー事業者（以降、「受託事業者」という。）に委託する。

3. 事務所

事務所は、宮崎市佐土原町下田島 20660 番地（宮崎市佐土原総合支所内）に置く。

4. 受託事業者

受託事業者は、佐土原地域に営業所を持つタクシー事業者のうち、次の条件を満たす事業者とする。なお、事業受託者が佐土原町域内に営業所を持たない場合は、佐土原町域に最も近い営業所を持つタクシー事業者とする。

- (1) 「あじさい号」の趣旨に賛同し、実施計画に基づく受託が可能なこと。
- (2) 本格運行開始までに道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条の運行許可が取得可能なこと。
- (3) 2 社以上の受託になった場合には、他事業者と連携を図り、配車業務や運行業務等が支障なく実施できること。
- (4) 運行日の運行時間帯には、常に運行可能な小型車を最低 4 台確保できること。
- (5) 予約センターの業務（20.予約センター）が実施可能であること。

5. 事業財源

事業財源は、登録者からの登録料及び利用者運賃、協力団体（企業）からの寄付金及び宮崎市からの補助金とする。

6. 運行期間

運行期間は、令和 2 年 9 月から令和 2 年 12 月の 4 ヶ月間とする。

7. 運行区域とコース

運行区域は、宮崎市佐土原町全地域とし、運行コースは利用者の予約に応じて、受託事業者が当該出発時刻（運行ダイヤ）毎に定めるものとする。なお、各運行ダイヤにおける運行台数は、最大 4 台までとする。ただし、受託事業者が、必要に応じて自らこれ以上の台数の対応をしようとする場合は、これを妨げない。

佐土原小学校区	上江、佐賀利、田島、仲間原、巨田、堤、西春田、東春田、西十一区、西十二区、中十、東十、新城、田中区、追手、西野久尾、久保土、本町、万十、下八蚊、新五上
那珂小学校区	井上、伊倉、北伊倉、新宮、年居、黒田、新木、津倉、江原、岩見堂、信成町、下村、東野久尾、平等寺、上平等寺、小永野、下浦下、下浦上、上浦下、上浦上、船野、あさひヶ丘、テクノビレッジ、七星
広瀬小学校区	大炊田、南松小路、東町、上町、旭町、光ヶ丘、広瀬台、ひろせ台、仲町、新町、熊牟田、竹ヶ島、明神山、前牟田、浜松、東下山、西下山、南片瀬原、仲片瀬原、西片瀬原、片瀬原、原口、永田一区、永田二区、光ヶ丘 272 棟
広瀬北小学校区	天神、田ノ上、徳ヶ淵、福島、元村、二ツ立、宮本、原、奈良木、平松、梅野、北松小路、久谷、春日台
広瀬西小学校区	尾原、平小牧、成枝、馬場、浮橋、岡、北藪、亀田、小牧台一区、小牧台二区、小牧台三区、光陽台一区、光陽台二区、光陽台三区、久峰、東小牧、パークウェイ佐土原

8.運行日

運行日は、日曜日を除く月曜日から土曜日までの週6日とする。

9.運行便名

「あじさい号」には、『上り便』と『下り便』を設ける。

『上り便』は利用者の各自宅から各目的地に向かう便とし、『下り便』は各目的地から利用者の各自宅に向かう便とする。各運行便の『上り便』『下り便』の定義は下表のとおりとする。

便名	出発地 ⇒ 到着地
上り便	利用者自宅 ⇒ 指定区域 (目的地)
	利用者自宅 ⇒ 指定区域外 (目的地)
	利用者自宅 ⇒ 指定区域 (目的地) ⇒ 指定区域 (目的地)
	利用者自宅 ⇒ 指定区域 (目的地) ⇒ 指定区域外 (目的地)
	利用者自宅 ⇒ 指定区域外 (目的地) ⇒ 指定区域 (目的地)
下り便	原則、「上り便」の逆コースとなる。

10.目的地（待合所）・指定区域

「あじさい号」には、目的地（待合所）を設け、原則、利用者の自宅及び目的地のみを乗降可能とする。ただし、『上り便』の降車は、町域全体で4つ設ける各指定区域において、目的地以外（ただし、道路沿線）においても降車が可能とする。なお、各目的地（待合所）及び各指定区域は下表のとおりとする。

目的地 (待合所)	目的地(待合所)は、施設管理者の了解のもと、利用者が安全に快適に待機できる別表1の事業所とする。
指定区域	指定区域は、以下のとおりとし、各目的地間の道路沿線を範囲とする。 (1) A 指定区域 (高山循環器内科~かさほら歯科医院) (2) B 指定区域 (ふくだ整形外科~那珂郵便局) (3) C 指定区域 (御殿下医院~佐土原駅) (4) D 指定区域 (佐土原駅~下田島郵便局)

11.運行便数

1日の運行便数は、『上り便』『下り便』とも10便とし、それぞれの出発時刻(運行ダイヤ)は、下表のとおりとする。各出発時刻は、最初に乗車する利用者の自宅、若しくは目的地(待合所)からの出発時刻とする。なお、『上り便』『下り便』とも予約が無い場合は運休とする。

	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便
上り便	7時 50分	8時 50分	9時 50分	10時 50分	11時 50分	12時 50分	13時 50分	14時 50分	15時 50分	16時 50分
下り便	8時 20分	9時 20分	10時 20分	11時 20分	12時 20分	13時 20分	14時 20分	15時 20分	16時 20分	17時 20分

12.利用者

利用者は、佐土原地域内に居住し、次の内容を満たす者とする。

- (1) 介助者なしで車両への乗り降りが可能な方。ただし、介助者が同乗する場合(有料)は利用可能とする。
- (2) 未就学児(6歳以下)の登録は、できないものとする。
- (3) 13歳未満の子供が利用する場合には、原則保護者の同乗(有料)を必要とする。

13.事前登録

利用者は、事前に「14.登録手続」に沿って登録しなければならない。

また、運行協議会は登録者に対し、登録終了後速やかに同手続に記してある登録証を交付するものとする。ただし、試行運行に係る登録証は、試行運行期間終了をもってその効力が消滅するものとする。

14.登録手続

登録手続は次のとおりとする。なお、登録は1回限りであるが、記載事項に変更が生じた場合には、その都度、「記載事項変更届(様式3)」を提出しなければならない。

ただし、試行運行に係る登録料に関する事項は、適応しないものとし、登録に関する手続きについては、本格運行時に改めて登録を要するものとする。

- (1) 登録希望者は、「登録申請書（様式1）」を運行協議会に提出し、併せて登録料1千円を納付する。ただし、介助者及び13歳未満の子供が利用する場合、同乗する保護者の登録は、この限りではない。
- (2) 運行協議会は登録者に「登録者氏名、登録番号、予約センター電話番号」を記載した「登録証（様式4）」を速やかに交付する。
- (3) 登録者には、予約センター電話番号を記載した「仮登録証（様式5）」を貸与する。

15.登録解除

運行協議会は、登録者が「登録解除要件」に該当する場合は、登録を解除することができる。その場合の登録料は、原則返還しない。

【登録解除要件】

- (1) 登録者が死亡した場合。
- (2) 登録者から解除の願いが出された場合。
- (3) 虚偽の申告によって登録を行った場合。
- (4) 登録者が同乗者に迷惑をかける行為や乗務員の指示に従わない行為を繰り返した場合。
- (5) 運行協議会長が登録者としてふさわしくないと判断した場合。

16.利用者運賃

利用者の居住する各自治会から各目的地までの利用者運賃は、各自治会の公民館から各目的地までの距離に応じて、300円から100円単位で1,000円までの8段階の定額運賃とする。

ただし、利用者に同伴する1歳未満の幼児については無料とし、未就学児（1歳から6歳）については、1人までは無料、2人からは、1人分の運賃を支払うものとする。

なお、各指定区域内の目的地までの距離は、各指定区域の中心地までの距離とする。各自治会の自治会別利用運賃は、別表2-1、2-2のとおりとする。

種類	距離	運賃	種類	距離	運賃
第1段	2.6 * ₀ 以下	300円	第5段	6.1 * ₀ から7.2 * ₀	700円
第2段	2.7 * ₀ から3.8 * ₀	400円	第6段	7.3 * ₀ から8.4 * ₀	800円
第3段	3.9 * ₀ から4.7 * ₀	500円	第7段	8.5 * ₀ から9.6 * ₀	900円
第4段	4.8 * ₀ から6.0 * ₀	600円	第8段	9.7 * ₀ 以上	1,000円

17.委託料

運行協議会から受託事業者へ支払う委託料（以下「契約運賃」という。）は、利用者の居住する各自治会の公民館から、目的地がある各指定区域の中心地までの距離に応じた定額の契約運賃とする。なお、各自治会のごとの契約運賃は、別表2-1、2-2のとおりとする。

18.使用車両

使用車両は小型車とし、定員3名とする。ただし、利用者から4名乗車の希望があった場合には4名を定員とする。

また、12歳未満の子供が利用する場合には、原則、保護者の同乗（有料）が必要であるほか、1人の保護者に対して3名まで同乗可能である。

19.事前予約

「あじさい号」を利用する場合には、必ず事前に予約をしなければならない。なお、予約の受付方法等は下表のとおりとし、利用者は交付された「登録証」を利用時には携帯しなければならない。

共通事項	①予約は、利用する日の7日前の午前6時から利用便の前日の午後3時までに予約センターに電話、若しくは乗務員をとおして予約する。 ②「あじさい号」到着後3分以内、若しくは指定時刻までに乗車がない場合には、運行に支障をきたすためキャンセルと判断し、乗車がなくても出発する。 ③利用者は、予約後に変更やキャンセルをする場合には、速やかに予約センターに連絡する。その場合、キャンセル料は発生しない。
上り便	①自宅前の出発時刻（指定時刻）は、予約便出発前までに予約センターより連絡が入る。 ②利用者は出発時刻には速やかに出発できるように玄関前等で待機する。
下り便	①目的地（待合所）からの出発時刻は、各便出発時刻から10分以内（待合時間）とする。 ②利用者は待合時間には必ず乗車待合所等で待機する。

20.予約センター

「あじさい号」の予約センターは、受託事業者の配車センターとし、予約の受付、配車業務、運行営業所への連絡等を行う。

また、予約センターの従事者は、受託事業者の社員とし、予約センターの経費は、受託事業者の自己負担とする。なお、予約センターの業務内容等については、下表のとおりとする。

総括	予約センターの業務は、受託事業者の配車センターが請負うものとする。ただし、受託事業者が、2社以上ある場合には、主事業者1社を選定し、主事業者が一括して請負うものとする。
予約受付	①予約センターが、上下便の予約を受ける場合には、「氏名、登録番号、利用日時、乗車場所、目的地（降車場所）、逆便の利用時間と乗車待合所」を確認する。 ②予約センターは、「上り便、下り便」の予約締切後、速やかに便毎の配車計画書（様式6）を策定する。

21.運行営業所

「あじさい号」の運行営業所は、受託事業者の営業所とし、予約センターから送付されてきた配車計画表に沿って、『安全』『正確』『迅速』をモットーに運行業務を遂行する。なお、運行営業所の業務内容等については、次のとおりとする。

- (1) 運行営業所は、運行モットー及び乗合タクシー業務を乗務員に熟知させるため、従事乗務員には必ず事前研修等を実施する。
- (2) 運行営業所の乗務員は、利用者下車後速やかに「運転日誌（様式7）」を記入するほか、運行協議会より依頼のあったアンケート等に運行業務に支障がない範囲で協力する。
- (3) 運行営業所の乗務員が利用者から『上り便』や『下り便』の予約を受けた場合には、遅延なく予約センターにその旨を連絡する。

22.運行状況の報告

受託事業者は、毎週月曜日（祝日の場合は翌日）に前週の運行状況を運行協議会に報告（様式8）しなければならない。なお、報告方法については、FAXや電子メールでも可とする。

23.事業費の請求・支払

受託事業者は、毎月5日（休日の場合は翌日）までに前月分の「請求書（様式9）」及び「運行明細書（様式10）」を運行協議会に提出する。

運行協議会は、提出された請求書及び運行明細書を精査し、毎月15日（金融機関休日の場合は前日）までに口座振込によって支払うものとする。ただし、支払金額は既に利用者が納めた利用者運賃と振込手数料を差し引いた金額とする。

24.委 任

この運行計画に定めるもののほか、佐土原地区乗合タクシー「あじさい号」の試行運行に必要な事項は、会長が別に定めるほか、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年1月23日・運輸省告示第49号）を適用する。